

## 第6章 施策の推進

### 第45条 施策の推進

#### ( 施策の推進 )

第45条 市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利に配慮した施策を進めるものとします。

本条は、子どもにやさしいまちづくりを進めるため、子どもの権利の保障の観点から踏まえた子どもに関する施策を、市役所内各部署が一丸となって推進する必要があることを規定しています。

#### 【解説】

市の子どもに関する施策は、子ども未来局、教育委員会をはじめ、保健福祉局、各区など様々な部局が担っています。これらの部局が、有機的な連携を図るために、子ども関連部局による組織横断的な検討体制を構築し、子どもにやさしいまちづくりを目指して、総合的かつ計画的に施策の展開を図ることが必要です。

なお、「子どもにやさしいまちづくり」を実践するための施策としては、子どもの保護を目的として実施する施策だけではなく、子ども自身が権利の主体として、自立した社会性のある大人へと成長し、将来の自治の担い手となるために必要となる環境や条件を整備する施策の実施も求められます。

また、全庁的な施策を推進するためには、条例に関する市職員の実践的な理解と認識を深めることも求められます。このため、庁内職員職場学習システム「e-ラーニング」の中に条例の講座を開設するなど、職員研修のより一層の充実に努める必要があります。

## 第46条 推進計画

(推進計画)

第46条 市は、前条の施策を進めるに当たっては、総合的な推進計画を定めるものとし、

2 市は、前項の推進計画を定めるに当たっては、市民及び次条に定める権利委員会の意見を聴くものとし、

本条は、条例の趣旨を生かせるような、子どもの権利を主眼とする総合的な推進計画を策定するとともに、推進計画を策定するに当たっての手続を規定しています。

### 【解説】

#### (1) 第1項関係

ここでは、条例で定める理念を具現化し、総合的かつ計画的に事業を展開するために、推進計画を策定することを規定しています。

推進計画には、基本理念や基本目標を据えたうえで、子どもの権利を保障するための具体的な取組を示すこととなります。推進計画に盛り込む事柄としては、例えば、家庭、育ち学ぶ施設、地域が連携した子どもに関する施策の推進や、子どもの参加、意見表明を保障する施策の推進などが考えられます。

なお、札幌市では、一人の子どもが生まれ成長する過程を、総合的に支援することを目的とした「さっぽろ子ども未来プラン」を策定していますが、推進計画の策定に当たっては、同プランをはじめとした既存の計画との整合性を図る必要があります。

#### (2) 第2項関係

ここでは、推進計画の策定に当たっての手続として、パブリックコメント手続<sup>14</sup>などを通して広く市民に意見を求めることや、次条に定める「札幌市子どもの権利委員会」の意見を聴く必要があることを規定しています。

<sup>14</sup> パブリックコメント手続 条例や計画などの一定の政策の策定に際し、その政策案を広く公表して意見を求め、寄せられた意見を考慮して政策を決定するとともに、意見に対する市の考え方を公表する仕組み。